

優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、令和元年 8 月 20 日付で規程類を改正いたしました。

1. 改正した規程類

- (1) 優良木質建材等品質性能評価基準
- (2) 優良木質建材等認証手数料規程

2. 主な改正内容

(1) 指定薬剤の追加

既存品目「B-1 保存処理材」、「B-3 屋外製品部材」の指定薬剤として「第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系薬剤（AICI）」の防腐・防蟻処理性能区分 1 種の仕様を追加しました。

(2) 既存品目の改正

B-3 屋外製品部材

防腐・防蟻処理試験における浸潤度の判定基準を変更しました。

(3) 認証手数料の改正

「M-1 収縮抑制処理材」および「N-1 白華抑制塗装木質建材」の認証手数料を変更しました。

（担当：認証部 佐野）

改正後				改正前			
B-1 保存処理材				B-1 保存処理材			
1. 対象となる建材の範囲 建築用製材に別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品。				1. 対象となる建材の範囲 建築用製材に別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品。			
指定薬剤				指定薬剤			
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号
第四級アンモニウム化合物系	DMPAP	AAC-2	A-5373	第四級アンモニウム化合物系	DMPAP	AAC-2	A-5373
銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テブコナゾール	CUAZ-1	A-5233	銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テブコナゾール	CUAZ-1	A-5233
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324		酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339		酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シラフルフェン	SAAC	A-5369	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シラフルフェン	SAAC	A-5369
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZAAC	A-5372	アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZAAC	A-5372
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、テブコナゾール、イダクプロリド	AZNA	A-5325	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、テブコナゾール、イダクプロリド	AZNA	A-5325
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	DMPAP、IPBC、シプロコナゾール、イダクプロリド	AICI	A-5458	第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	DMPAP、IPBC、シプロコナゾール、イダクプロリド	AICI	A-5458
脂肪酸金属塩系	バーサチック酸亜鉛	VZN-E	A-5223	脂肪酸金属塩系	バーサチック酸亜鉛	VZN-E	A-5223
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イダクプロリド	AZN	A-5344	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イダクプロリド	AZN	A-5344
			A-5464				A-5464
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ヒフェントリン	AZBI	A-5426	アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ヒフェントリン	AZBI	A-5426
プロペタンホス・アゾール化合物系	シプロコナゾール、プロペタンホス	AZP		プロペタンホス・アゾール化合物系	シプロコナゾール、プロペタンホス	AZP	
リグニン・銅・ほう素化合物系	酸化第二銅、ほう酸	LCB	A-5323	リグニン・銅・ほう素化合物系	酸化第二銅、ほう酸	LCB	A-5323
注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。				注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。			
2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者				2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者			
① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）				① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）			
② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。				② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。			
3. 試験・検査項目				3. 試験・検査項目			
試験項目		性能区分		試験項目		性能区分	
1 防腐・防蟻処理試験		1種、2種及び3種		1 防腐・防蟻処理試験		1種、2種及び3種	
検査項目		性能区分		検査項目		性能区分	

- 1 寸法測定
- 2 材面の欠点測定
- 3 含水率測定（防腐・防蟻処理前の材料に人工乾燥処理を施した旨の表示がしてあった場合のみ）

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験										
試験片の作製	1. 試料の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。(切断法による。)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
1,001 以上 2,000 以下	3										
2,001 以上 3,000 以下	4										
3,001 以上 4,000 以下	5										
2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片 1 個を作製する。											
3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。											
試験方法	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。										
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)										
備考											

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
1 種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
	耐久性 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 15mm (厚さが 90mm を超える製材については 20mm) までの心材部分の浸潤度が 80%以上
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

- 1 寸法測定
- 2 材面の欠点測定
- 3 含水率測定（防腐・防蟻処理前の材料に人工乾燥処理を施した旨の表示がしてあった場合のみ）

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験										
試験片の作製	1. 試料の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。(切断法による。)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
1,001 以上 2,000 以下	3										
2,001 以上 3,000 以下	4										
3,001 以上 4,000 以下	5										
2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片 1 個を作製する。											
3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。											
試験方法	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。										
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)										
備考											

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
1 種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
	耐久性 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 15mm (厚さが 90mm を超える製材については 20mm) までの心材部分の浸潤度が 80%以上
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D ₁	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D ₂	D ₁ の樹種以外のもの	

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)		
			1種	2種	3種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-2	DMPAPとして	9.0以上	4.5以上	2.3以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう酸・テブコナールとして	5.2以上	2.6以上	1.3以上
	CUAZ-2	酸化第二銅・シプロコナールとして	2.0以上	1.0以上	0.5以上
	CUAZ-3	酸化第二銅・シプロコナールとして	2.0以上	1.0以上	0.5以上
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	6.4以上	3.2以上	1.6以上
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シプロコナールとして	5.0以上	2.5以上	1.3以上
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンロックス・シプロコナールとして	5.0以上	2.5以上	1.3以上
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナール・イミダゾプリドとして	4.8以上	2.4以上	1.2以上
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.24以上	0.12以上	0.06以上
		エトフェンロックスとして	0.12以上	0.06以上	0.03以上
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AICI	DMPAPとして	<u>2.29以上</u>	1.14以上	—
		IPBCとして	<u>0.16以上</u>	0.08以上	—
		シプロコナールとして	<u>0.10以上</u>	0.05以上	—
		イミダゾプリドとして	<u>0.05以上</u>	0.02以上	—

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D ₁	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D ₂	D ₁ の樹種以外のもの	

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)		
			1種	2種	3種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-2	DMPAPとして	9.0以上	4.5以上	2.3以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう酸・テブコナールとして	5.2以上	2.6以上	1.3以上
	CUAZ-2	酸化第二銅・シプロコナールとして	2.0以上	1.0以上	0.5以上
	CUAZ-3	酸化第二銅・シプロコナールとして	2.0以上	1.0以上	0.5以上
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	6.4以上	3.2以上	1.6以上
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シプロコナールとして	5.0以上	2.5以上	1.3以上
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンロックス・シプロコナールとして	5.0以上	2.5以上	1.3以上
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナール・イミダゾプリドとして	4.8以上	2.4以上	1.2以上
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.24以上	0.12以上	0.06以上
		エトフェンロックスとして	0.12以上	0.06以上	0.03以上
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AICI	DMPAPとして	<u>【新設】</u>	1.14以上	—
		IPBCとして	<u>【新設】</u>	0.08以上	—
		シプロコナールとして	<u>【新設】</u>	0.05以上	—
		イミダゾプリドとして	<u>【新設】</u>	0.02以上	—

			て 有効成分の合計 として	<u>2.6 以上</u>	1.3 以上	—			て 有効成分の合計 として	<u>【新設】</u>	1.3 以上	—		
脂肪酸金 属塩系	バーサチック 酸亜鉛	VZN-E	亜鉛・ペルミリンとし て	5.2 以上	2.6 以上	1.3 以上		脂肪酸金 属塩系	バーサチック 酸亜鉛	VZN-E	亜鉛・ペルミリンとし て	5.2 以上	2.6 以上	1.3 以上
アゾール・ネオニコチ ノイド化合物系		AZN	シプロコザール・イダク ロプリドとして	0.30 以上	0.15 以上	0.08 以上		アゾール・ネオニコチ ノイド化合物系		AZN	シプロコザール・イダク ロプリドとして	0.30 以上	0.15 以上	0.08 以上
アゾール・ピレスロイ ド化合物系		AZBI	ヘキサコザールとして	0.22 以上	0.11 以上	0.09 以上		アゾール・ピレスロイ ド化合物系		AZBI	ヘキサコザールとして	0.22 以上	0.11 以上	0.09 以上
			ビフェントリンとして	0.04 以上	0.02 以上	0.01 以上					ビフェントリンとして	0.04 以上	0.02 以上	0.01 以上
プロペタンホス・アゾ ール化合物系		AZP	シプロコザール・プロパ タホスとして	0.30 以上	0.15 以上	—		プロペタンホス・アゾ ール化合物系		AZP	シプロコザール・プロパ タホスとして	0.30 以上	0.15 以上	—
リグニン・銅・ほう素 化合物系		LCB	酸化第二銅・ほう酸 として	6.0 以上	3.0 以上	1.5 以上		リグニン・銅・ほう素 化合物系		LCB	酸化第二銅・ほう酸 として	6.0 以上	3.0 以上	1.5 以上
(以下略)							(以下略)							

優良木質建材等品質性能評価基準 B-3 屋外製品部材 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後				改正前				
B-3 屋外製品部材				B-3 屋外製品部材				
1. 対象となる建材の範囲 屋外製品部材として加工を施した丸太（丸棒を含む。）、製材、押角等に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品。				1. 対象となる建材の範囲 屋外製品部材として加工を施した丸太（丸棒を含む。）、製材、押角等に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品。				
指定薬剤				指定薬剤				
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056	第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056	
			A-5216				A-5216	
	DMPAP		AAC-2	A-5226			DMPAP	AAC-2
銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099	銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099	
銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テブコナゾール	CUAZ-1	A-5233	銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テブコナゾール	CUAZ-1	A-5233	
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324		酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324	
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339		酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339	
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265	
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シラフオフェン	SAAC	A-5369	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シラフオフェン	SAAC	A-5369	
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンロックス、シプロコナゾール	AZAAC	A-5372	アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンロックス、シプロコナゾール	AZAAC	A-5372	
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、テブコナゾール、イタクロプリド	AZNA	A-5325	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、テブコナゾール、イタクロプリド	AZNA	A-5325	
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンロックス	AZE-2	A-5421	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンロックス	AZE-2	A-5421	
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	DMPAP、IPBC、シプロコナゾール、イタクロプリド	AICI	A-5458	第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	DMPAP、IPBC、シプロコナゾール、イタクロプリド	AICI	A-5458	
脂肪酸金属塩系	ナフテン酸銅	ナフテン酸銅	NCU-E	脂肪酸金属塩系	ナフテン酸銅	ナフテン酸銅	NCU-E	
	ナフテン酸亜鉛	ナフテン酸亜鉛	A-5054		ナフテン酸亜鉛	ナフテン酸亜鉛	NZN-E	A-5055
			A-5217				VZN-E	A-5223
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	ナフテン酸亜鉛	NZN-O	ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	ナフテン酸亜鉛	NZN-O	
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イタクロプリド	AZN	A-5344	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イタクロプリド	AZN	A-5344	
			A-5464				A-5464	
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ビフェントリン	AZBI	A-5426	アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ビフェントリン	AZBI	A-5426	
プロペタンホス・アゾール化合物系	シプロコナゾール、プロペタンホス	AZP		プロペタンホス・アゾール化合物系	シプロコナゾール、プロペタンホス	AZP		
リグニン・銅・ほう素化合物系	酸化第二銅、ほう酸	LCB	A-5323	リグニン・銅・ほう素化合物系	酸化第二銅、ほう酸	LCB	A-5323	
クレオソート油	クレオソート	A		クレオソート油	クレオソート	A		
注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。				注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。				

[屋外製品部材の種類]																
① 施設グッズ類：ベンチ、野外卓、ゴミ箱等																
② サイン類：標識、モニュメント等																
③ 遊具類：遊具（単体、コンビ）																
④ エクステリア類：デッキ、縁台、パーゴラ等																
⑤ 歩道資材類：木レンガ、丸太階段等																
⑥ 柵・支柱・土木資材類：木柵、樹木支柱等																
2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者																
① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）																
② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。																
3. 試験・検査項目																
試験項目	性能区分															
1 防腐・防蟻処理試験	1種及び2種															
検査項目	性能区分															
1 寸法測定																
2 材面の欠点測定																
4. 試験・検査の方法及び判定基準																
試験項目	防腐・防蟻処理試験															
試験片の作製	1. 試料材の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。（切断法による。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ		試料数	1,000 以下		2	1,001 以上	2,000 以下	3	2,001 以上	3,000 以下	4	3,001 以上	4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ		試料数													
	1,000 以下		2													
1,001 以上	2,000 以下	3														
2,001 以上	3,000 以下	4														
3,001 以上	4,000 以下	5														
2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で5mm以上の長さの試験片1個を作製する。																
3. 吸収量試験試料の調整 深さ10mm、幅5mm、長さ20mmの木片を細かく砕いて混ぜ合わせ1gを分析試料とする。																
試験方法	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。															
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。（別表1） 吸収量：別に定める基準による。（別表2）															
備考																

[屋外製品部材の種類]																
① 施設グッズ類：ベンチ、野外卓、ゴミ箱等																
② サイン類：標識、モニュメント等																
③ 遊具類：遊具（単体、コンビ）																
④ エクステリア類：デッキ、縁台、パーゴラ等																
⑤ 歩道資材類：木レンガ、丸太階段等																
⑥ 柵・支柱・土木資材類：木柵、樹木支柱等																
2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者																
① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）																
② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。																
3. 試験・検査項目																
試験項目	性能区分															
1 防腐・防蟻処理試験	1種及び2種															
検査項目	性能区分															
1 寸法測定																
2 材面の欠点測定																
4. 試験・検査の方法及び判定基準																
試験項目	防腐・防蟻処理試験															
試験片の作製	1. 試料材の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。（切断法による。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ		試料数	1,000 以下		2	1,001 以上	2,000 以下	3	2,001 以上	3,000 以下	4	3,001 以上	4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ		試料数													
	1,000 以下		2													
1,001 以上	2,000 以下	3														
2,001 以上	3,000 以下	4														
3,001 以上	4,000 以下	5														
2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で5mm以上の長さの試験片1個を作製する。																
3. 吸収量試験試料の調整 深さ10mm、幅5mm、長さ20mmの木片を細かく砕いて混ぜ合わせ1gを分析試料とする。																
試験方法	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。															
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。（別表1） 吸収量：別に定める基準による。（別表2）															
備考																

別表1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

区分	樹種	浸潤度
心材の耐久性が中以上の樹種	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ、ケヤキ、クリ、クスギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス	辺材部分の80%以上及び表面から10mm以内に存在する心材部分の80%以上とする。
心材の耐久性が小の樹種	アカマツ、クロマツ、トドマツ、エゾマツ、ベイモミ、ベイツガ、ラジアタパイン、スプルース、ターミナリア、レッドラワン、アルストニア、プライ、ラミン	製材品： 辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ15mm（木口の短辺が90mmを超える製材にあっては、20mm）までの心材部分の浸潤度が80%以上とする。 丸太： 表面から30mm部分の80%以上とする。

注：新しい樹種については、耐朽性試験の結果に基づきそれぞれ区分する。
丸太には丸棒を含む。

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)	
			1種	2種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	9.0以上	4.5以上
	AAC-2	DMPAPとして	9.0以上	4.5以上
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKCとして	5.2以上	2.6以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう	5.2以上	2.6以上

別表1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

区分	樹種	浸潤度
I 心材の耐久性が大きいもの	ヒノキ、ヒバ、ケヤキ、クリ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、レッドウッド、バンキライ、バラウカプール、セランガンバツ	辺材部分の80%以上とする。
II 心材の耐久性が中なもの	スギ、カラマツ、クスギ、ミズナラ、ベイマツ、ダフリカカラマツ、ライトレッドメランチ、イエローメランチ、クルイン、ケンパス	辺材部分の80%以上及び表面から10mm以内に存在する心材部分の80%以上とする。
III 心材の耐久性が小なもの	アカマツ、クロマツ、トドマツ、エゾマツ、ベイモミ、ベイツガ、ラジアタパイン、スプルース、ターミナリア、レッドラワン、アルストニア、プライ、ラミン	製材品： ① 狭い材面が50mm以下の製材 木裏から10mm部分の80%以上、木表から材の厚さの1/2の部分の80%以上とする。 ② 狭い材面が50mmを超えて75mm以下の製材 木裏から15mm部分の80%以上、木表から材の厚さの1/2の部分の80%以上とする。 ③ 狭い材面が75mmを超える製材 木裏から20mm部分の80%以上、木表から材の厚さの1/2の部分の80%以上とする。 丸太： 表面から30mm部分の80%以上とする。

注：新しい樹種については、耐朽性試験の結果に基づきそれぞれ区分する。
丸太には丸棒を含む。

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)	
			1種	2種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	9.0以上	4.5以上
	AAC-2	DMPAPとして	9.0以上	4.5以上
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKCとして	5.2以上	2.6以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう	5.2以上	2.6以上

			酸・テブコザールとして		
	CUAZ-2		酸化第二銅・ジプロコザールとして	2.0 以上	1.0 以上
	CUAZ-3		酸化第二銅・ジプロコザールとして	2.0 以上	1.0 以上
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC		DDAC・ほう酸として	6.4 以上	3.2 以上
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC		DMPAP・シフロフェンとして	5.0 以上	2.5 以上
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC		DMPAP・エトフェンロックス・ジプロコザールとして	5.0 以上	2.5 以上
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA		DDAC・テブコザール・イダクロプリドとして	4.8 以上	2.4 以上
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2		F-69 として	0.24 以上	0.12 以上
			エトフェンロックスとして	0.12 以上	0.06 以上
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AICI		DMPAP として	<u>2.29 以上</u>	1.14 以上
			IPBC として	<u>0.16 以上</u>	0.08 以上
			ジプロコザールとして	<u>0.10 以上</u>	0.05 以上
			イダクロプリドとして	<u>0.05 以上</u>	0.02 以上
			有効成分の合計として	<u>2.6 以上</u>	1.3 以上
脂肪酸金属塩系	ナフテン酸銅	NCU-E	銅として	1.5 以上	1.0 以上
	ナフテン酸亜鉛	NZN-E	亜鉛として	4.0 以上	2.0 以上
	バーサチック酸亜鉛	VZN-E	亜鉛・ペルメリンとして	5.2 以上	2.6 以上
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-O	亜鉛として	3.2 以上	1.6 以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN		ジプロコザール・イダクロプリドとして	0.30 以上	0.15 以上
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI		ヘキサコザールとして	0.22 以上	0.11 以上
			ビフェントリンとして	0.04 以上	0.02 以上
プロペタンホス・アゾール化合物系	AZP		ジプロコザール・プロペタンホスとして	0.30 以上	0.15 以上
リグニン・銅・ほう素化合物系	LCB		酸化第二銅・ほう酸として	6.0 以上	3.0 以上
クレオソート油	A		クレオソートとして	80 以上	—

(以下略)

			酸・テブコザールとして		
	CUAZ-2		酸化第二銅・ジプロコザールとして	2.0 以上	1.0 以上
	CUAZ-3		酸化第二銅・ジプロコザールとして	2.0 以上	1.0 以上
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC		DDAC・ほう酸として	6.4 以上	3.2 以上
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC		DMPAP・シフロフェンとして	5.0 以上	2.5 以上
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC		DMPAP・エトフェンロックス・ジプロコザールとして	5.0 以上	2.5 以上
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA		DDAC・テブコザール・イダクロプリドとして	4.8 以上	2.4 以上
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2		F-69 として	0.24 以上	0.12 以上
			エトフェンロックスとして	0.12 以上	0.06 以上
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AICI		DMPAP として	<u>【新設】</u>	1.14 以上
			IPBC として	<u>【新設】</u>	0.08 以上
			ジプロコザールとして	<u>【新設】</u>	0.05 以上
			イダクロプリドとして	<u>【新設】</u>	0.02 以上
			有効成分の合計として	<u>【新設】</u>	1.3 以上
脂肪酸金属塩系	ナフテン酸銅	NCU-E	銅として	1.5 以上	1.0 以上
	ナフテン酸亜鉛	NZN-E	亜鉛として	4.0 以上	2.0 以上
	バーサチック酸亜鉛	VZN-E	亜鉛・ペルメリンとして	5.2 以上	2.6 以上
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-O	亜鉛として	3.2 以上	1.6 以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN		ジプロコザール・イダクロプリドとして	0.30 以上	0.15 以上
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI		ヘキサコザールとして	0.22 以上	0.11 以上
			ビフェントリンとして	0.04 以上	0.02 以上
プロペタンホス・アゾール化合物系	AZP		ジプロコザール・プロペタンホスとして	0.30 以上	0.15 以上
リグニン・銅・ほう素化合物系	LCB		酸化第二銅・ほう酸として	6.0 以上	3.0 以上
クレオソート油	A		クレオソートとして	80 以上	—

(以下略)

優良木質建材等認証手数料規程 改正案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
HW-A Q008- <u>2019</u>	HW-A Q008- <u>2018</u>
優良木質建材等認証手数料規程	優良木質建材等認証手数料規程
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 用語の定義 (略)	2 用語の定義 (略)
3 新規及び更新手数料 (略)	3 新規及び更新手数料 (略)
4 変更手数料 (略)	4 変更手数料 (略)
5 認証書の再交付料 (略)	5 認証書の再交付料 (略)
6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)	6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)
7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)	7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)
(付則) (略)	(付則) (略)
制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号	制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号	改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号	改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号	改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号	改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号	改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号	改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号	改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号	改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号	改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号	改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号	改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号

改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号
 改正 令和 元年 8月20日 住木認発第162号

別表1 認証手数料(税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1～ K-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
M-1	収縮抑制処理材	<u>曲げヤング係数の等級 区分を行う仕様を含ま ない場合</u>	371,000 円	321,000 円
		<u>曲げヤング係数の等級 区分を行う仕様を含む 場合</u>	<u>438,000 円</u>	<u>388,000 円</u>
N-1	白華抑制塗装木質建材	屋内用	<u>572,400 円</u>	<u>522,400 円</u>
		屋外用	<u>658,000 円</u>	<u>608,000 円</u>
N-2～ X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

別表2 変更手数料(税別)
(略)

改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号

別表1 認証手数料(税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1～ A-4(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
M-1	収縮抑制処理材		371,000 円	321,000 円
N-1	白華抑制塗装木質建材	屋内用	524,000 円	474,000 円
		屋外用	583,000 円	533,000 円
N-2～ X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

別表2 変更手数料(税別)
(略)